

## 学校法人松商学園称号顕彰規程

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人松商学園（以下「学園」という。）への個人の高額寄付者に対し、学園が称号による顕彰を行うために必要な事項を定める。

### (顕彰の範囲)

第2条 この称号顕彰の対象となる者は、平成10(1998)年創立百周年記念事業募金以降に受け入れた寄付を対象とし、学園により行われた募金に寄付した者とする。

2. 部活動（運動部活動、文化部活動、サークル活動及び同好会活動を含む）などが独自に行った寄付及び硬式野球部甲子園出場に対する寄付は対象外とする。

### (顕彰の基準)

第3条 学園に対して行った前条の対象となる寄付金の累計額に基づき、次のとおり名誉称号を授与する。

基準（寄付累計額）	授与する称号
1000万円以上	松商学園栄誉賛助員
500万円以上	松商学園名誉賛助員
300万円以上	松商学園特別賛助員
100万円以上	松商学園賛助員

2. 称号を受けた者が更に寄付を行い、寄付金の累計額が前項に定める基準に達した場合、その都度、種別ごとの称号を授与する。

### (顕彰の方法)

第4条 名誉称号は、下記の様式による称号記によって顕彰する。

年 月 日	学校法人松商学園 理事長	印	なる謝意を表します ご芳名を永く学園史に録し深甚 ここに名誉称号を顕彰するとともに 感謝に堪えません そのご厚志まことにありがたく 本学園に対し多額の御寄付を賜り	氏名	称号記
-------------	-----------------	---	--	----	-----

(2020年7月27日理事会制定)

2. 称号の呈上は、毎年度5月に、次の各号に定める要領による名誉称号呈上式において行う。

- (1) 呈上式の式場は、原則として学内施設とする。
- (2) 理事長から、名誉称号記及び記念品を贈呈する。
- (3) 遠隔地からの受領者の交通費等については、その都度判断する。

(礼遇措置)

第5条 名誉称号顕彰者に対する礼遇は次のとおりとする。

- (1) 名誉称号呈上式へご招待する。
- (2) 寄付者の芳名を芳名簿に記載し保存する。
- (3) 賛助員以上の芳名を学園ホームページに掲載する。(匿名希望は除く)
- (4) 賛助員以上の方は、学園の諸行事(入学式、卒業式、学園の周年式典等)へご招待する。
- (5) 学園刊行物を贈呈する。

附 則 この規程は令和2年4月1日より施行する。